

鳥取県肝炎対策推進計画

平成25年4月

鳥取県

目 次

計画策定の趣旨	1
計画の期間	3
全体目標	3
肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	3
第1 肝炎の予防のための施策	6
第2 肝炎検査の実施体制の充実	7
第3 肝炎医療を提供する体制の確保	9
第4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成	13
第5 肝炎に関する啓発及び知識の普及 並びに肝炎患者等の人権の尊重	15

[参考資料]

<資料1> 鳥取県がん対策推進評価専門部会報告書（抜粋）	18
<資料2> 肝炎対策基本法	25
<資料3> 健康増進法（抜粋）	27
<資料4> 鳥取県肝炎対策協議会設置要綱	28

計画策定の趣旨

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され多様である。

我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因するウイルス性の肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、肝炎ウイルスに持続感染していると推測される者は、B型肝炎ウイルス（HBV）で100万～130万人、C型肝炎ウイルス（HCV）で150万～200万人とされ、国内最大の感染症であると言われていることから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

本来、肝臓は再生能力が高く、丈夫な臓器であるが、ウイルス性肝炎になると徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝臓がんといった病気に進行する。肝臓がんによる年間死亡者数は、毎年全国でおおよそ3万人を数え、本県においても平成22年で205人にのぼっている。

本県では、全国に先駆け、平成7年度より全市町村で肝炎ウイルス検査を開始。あわせて「鳥取県肝臓がん抑制対策評価委員会」を設置し、肝炎ウイルス検査の精度管理等について検討を行ってきたところである。また、平成20年度には、「鳥取県肝炎対策協議会」を新たに立ち上げ、都道府県肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の指定及びかかりつけ医を含めた肝炎対策ネットワークの構築など、医療面の連携体制の整備を行ったほか、ウイルス性慢性肝炎患者に対する経済的支援として、高額な医療費が発生する肝炎インターフェロン治療等に対する医療費助成制度を開始し、平成25年3月末までに1,517人に受給者証を交付し、早期治療に繋げるなどの肝炎対策を推進することにより、一定の成果に結びついているところである。

しかしながら一方で、本県のがん死亡率（がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対））は全国と比較して高く推移しており、県が平成24年度に設置した県内外のがんの専門家で構成する「鳥取県がん対策推進評価専門部会」において、がん死亡率が高い要因分析等を行ったところ、本県の肝臓がんは、全国と比較し、死亡率、罹患率が高いことや、肝臓がんの大きな原因とされる肝炎ウイルス陽性率についても高い傾向にあることが明らかとなり、その因果関係が指摘されたほか、本県がん死亡率全体を最も押し上げているのは肝臓がんであることが判明するなど、肝炎は重大な問題となっている。

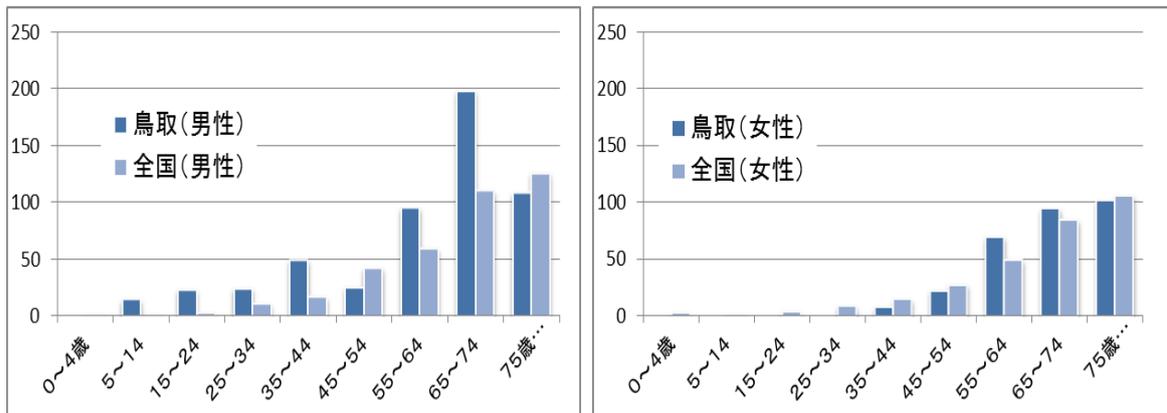
また、肝炎ウイルスの感染経路や早期治療の重要性などの知識について、県民の理解が十分でないことから、肝炎ウイルスに持続感染しながら本人の自覚がない者や感染が判明しても適切な治療を受けていない者及びウイルス性肝炎から肝硬変や肝臓がんに進行した者など（以下、「肝炎患者等」という。）が多数存在すると推定されるほか、肝炎ウイルスに対する知識不足や誤解により、感染者に対する差別や偏見が存在することも指摘されるなど、多くの課題が残っている。

このような状況について改善を図るためには、県、市町村のみならず、医療関係者、保険者、事業者、肝炎患者団体を含む県民が連携し、総合的な肝炎対策を一層推進させる必要がある。

本計画は、このような現状の下に、本県の肝炎ウイルスを中心とした肝炎対策として、取り組むべき方向性を明確にし、肝炎患者等が早期に診断され、また、安心して適切な肝炎医療を受けられる環境づくりを目的として、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第4条（地方公共団体の責務）の規定及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日厚生労働省告示第160号）第9（3）の規定に基づき策定するものである。

鳥取県における肝炎の現状

1. 肝疾患受療率（人口10万対） 厚生労働省平成23年患者調査

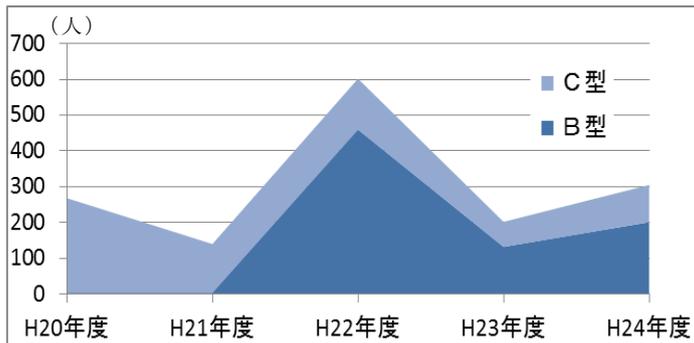


[受療率とは]ある特定の日に疾病治療のために、医療施設に入院あるいは通院、又は往診を受けた患者数と人口10万人との比率をいう。（厚生労働省統計情報）

2. 肝炎ウイルス陽性率

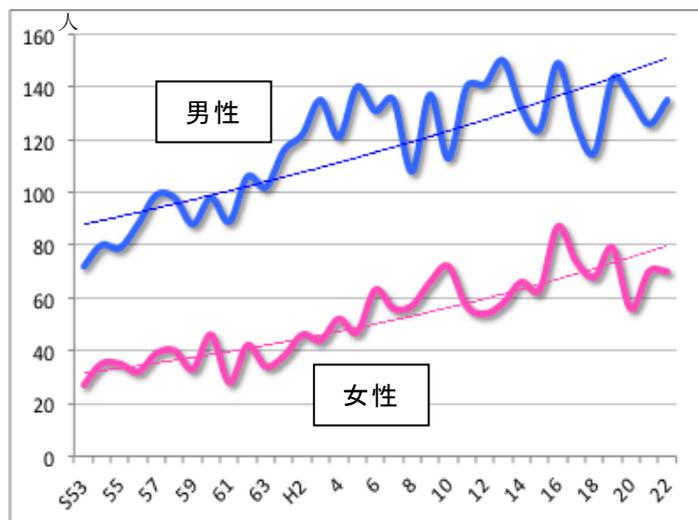
がん対策推進評価専門部会報告書（抜粋）参照

3. 肝炎治療特別促進事業認定者の年次推移



	(人)		
	B型	C型	計
H20年度	4	264	268
H21年度	4	136	140
H22年度	460	142	602
H23年度	132	70	202
H24年度	201	104	305
計	801	716	1,517

4. 肝臓がん死亡者数（全年齢）の年次推移



5. 肝臓がん罹患率・死亡率について

P18 がん対策推進評価専門部会報告書（抜粋）参照

計画の期間

○本計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年計画とする。

なお、鳥取県肝炎対策協議会は、肝炎に係る県内の状況や本計画の取組状況等について、必要に応じ調査及び評価を行うなど肝炎をめぐる状況変化を的確に捉え、必要がある場合は、策定から5年を経過する前であっても計画の見直しについて検討を行うものとする。

全体目標

○肝炎及び肝臓がんに関する正しい知識の普及

○肝炎ウイルス陽性者の早期発見の推進

○肝炎ウイルス陽性者を病態に応じた適切な治療につなげるための環境整備の推進

肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝臓がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等に関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して推進することが重要である。

(2) 肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、各個人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、県民へ受検の勧奨を行うことが必要である。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けることが重要である。病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識と経験が必要であることから、肝炎患者等は、肝炎医療について高い技術を有する肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関（以下「拠点病院等（※）」という。）又は、拠点病院等との医療連携により、適切な肝炎治療の提供が可能な鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関等において、治療方針の決定を受けることが望ましい。

拠点病院等及び鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等が、継続して適切な治療を受けられるよう肝疾患診療体制の整備を進める必要がある。

近年、肝炎の治療法は著しく進歩しており、適切な医療を受けることにより、肝炎ウイルスを体内から排除又は増殖を抑制することができ、治癒する可能性が高くなってきていることから、肝炎を早期に発見し、拠点病院等において早期に適切な治療を行うことが非常に重要である。

また、抗ウイルス治療（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）は、肝硬変や肝臓がんといった、より重篤な病態への進行を予防したり、又は遅らせることが期待できるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にも繋がる。県は、国の肝炎医療費助成制度に基づき、慢性肝炎患者に対する経済的支援に取り組むとともに、肝炎医療の推進を図る必要がある。

肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関

<肝疾患診療連携拠点病院の認定基準>

以下の要件を全て満たすもの

- (1) 鳥取県肝臓がん検診精密検査機関に登録のある医療機関であること
- (2) 肝疾患について専門的な知識を持つ医師（（社）日本肝臓学会の専門医（常勤））による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること
- (3) ペグインターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施していること
- (4) 肝臓がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施していること
- (5) 腹部CT検査機器が設置されていること
- (6) 県内の肝疾患診療期間のネットワークの中心的な役割を担い、肝炎専門医療従事者を対象とした研修や、肝疾患について専門医療機関との協議の場が設定できる機関であること
- (7) 「肝疾患相談センター」の設置等が可能な医療機関であること

<肝疾患専門医療機関の認定基準>

鳥取県肝疾患診療連携拠点病院の基準の(1)～(5)までの要件を全て満たすもの

<鳥取県肝疾患診療拠点病院（平成25年2月末現在）>

医療機関名	住所	連絡先
国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36	0859-33-1111

<鳥取県肝疾患専門医療機関（平成25年2月末現在）>

地域	医療機関名	住所	連絡先
東部	鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271
	鳥取市立病院	鳥取市的場 1-1	0857-37-1522
	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117	0857-24-8111
	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458	0857-24-7251
	まつだ内科医院	鳥取市叶 284-1	0857-38-4777

中部	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181
	岡山大学病院三朝医療センター	東伯郡三朝町山田827	0858-43-1211
	三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	0858-43-1321
西部	山陰労災病院	米子市皆生新田1-8-1	0859-33-8181
	米子医療センター	米子市車尾4-17-1	0859-33-7111
	博愛病院	米子市両三柳1880	0859-29-1100
	西伯病院	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211

(4) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスへの感染は、多くの場合、自覚症状が現れにくいいため、感染者本人が感染に気付きにくい。また、感染を認識していても、自覚症状がないため、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。

このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらに、肝炎患者等に対する誤解による差別・偏見を解消し、また、新たな感染を予防するため、感染経路についての正しい知識の普及啓発が必要である。

(5) 肝炎患者等及びその家族等への相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等は、肝炎が肝硬変や肝臓がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱える可能性が高く、治療における副作用等について治療開始前又は治療中において精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族を含む県民の視点に立った、肝炎に関する正しく分かりやすい情報の提供を行う必要がある。

第1 肝炎の予防のための施策

(1) 現在の取組状況

- 感染経路についての知識が十分でないことによる新たな感染を予防するためには、県民に正しい知識を普及することが必要であることから、県は県民向け啓発冊子や県下全戸配布となる「県政だより」などを通じ、普及啓発活動を実施している。
- 国は、妊婦に対するB型肝炎抗原検査が妊婦健康診査の標準的な検査項目として示しているほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう、市町村を通じたB型肝炎母子感染予防対策を実施している。

(2) 今後の取組の方針

- 感染経路についての知識が十分ではないことによる肝炎ウイルスの新たな感染を予防するため、県民に対し、感染予防の正しい知識の普及に努める。
- 肝炎ウイルス検査受検の重要性について普及啓発に努めるほか、受検しやすい環境整備に努める。
- B型肝炎に係る母子感染予防対策についても、継続して取組む必要がある。

(3) 今後の取組事項

- 県は、肝炎ウイルスの新たな水平感染を防止するため、国が作成する日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発媒体や集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を活用し、市町村及び医療機関等と連携を図り、普及啓発に努める。
- 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対し、正しい知識と理解を深めるため、国が示す肝炎についての情報等を活用し、市町村及び鳥取県肝疾患診療連携病院等と連携を図りながら普及啓発を行う。
- 鳥取県肝疾患診療連携病院は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団に対し、B型肝炎予防ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報提供を必要に応じて行う。
- 市町村は、B型肝炎に係る母子感染予防対策の取組に努める。

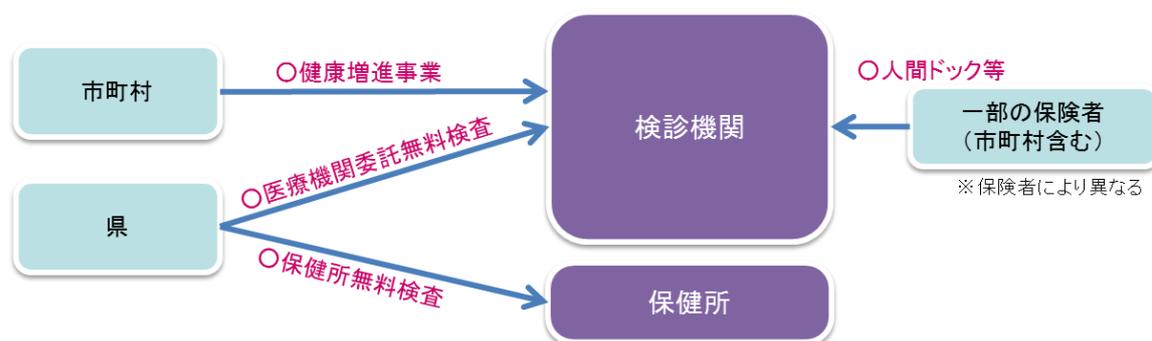
第2 肝炎検査の実施体制の充実

(1) 現在の取組状況

- 市町村は、健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）に基づく健康増進事業等により、地域住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施するとともに、40歳以上の未受検者に対し、個別受検勧奨を行っている。
- 市町村は、地域住民個々の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、受検結果の適切な情報管理を行うほか、未受検者への個別受検勧奨や無症候性キャリアを含む肝炎ウイルス陽性者への定期検査の受検勧奨に取り組んでいる。
- 県は、市町村が健康増進事業に基づき実施する肝炎ウイルス検査の受検が困難な者等を対象に、県内各保健所（鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所）及び県の委託医療機関において、肝炎ウイルス無料検査を実施している。
- 県は、県が実施する上記、肝炎ウイルス検査の実施について、県政だよりや県ホームページなど各種広報媒体を用いて広報するとともに受検勧奨を行っている。
- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の精度管理を行っている。

<肝炎ウイルス検査の提供体制>

現在、主に4種類の形態で肝炎ウイルス検査が実施されている。



(2) 今後の取組の方針

- 肝炎ウイルス検査は、市町村、県及び事業所検診等において実施されているが、未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者が多数存在すると推測される。肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人が自覚しないうちに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることから、肝炎ウイルス検査の受検を希望する全ての県民が検査を受検できるような検査体制の充実に向けた取組が必要である。
- 肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識することが重要であるほか、無症候性キャリアを含む肝炎ウイルス陽性者に対し、定期検査（年2回以上受診）を受けるよう個別勧奨することは重要である。
- 肝炎医療に従事する者に対し、肝疾患診療連携拠点病院が開催する研修等により、最新の肝炎ウイルス検査等に関する知見の修得のための機会を確保する必要がある。
- 肝炎ウイルスの検査体制や精度管理については、専門家等の意見を聞きながら、一層の推進を図る必要がある。

(3) 今後の取組事項

○市町村及び県は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整備に努める。

<総合事務所福祉保健局における肝炎ウイルス検査実施日>

(平成25年4月末現在)

検査場所	住所	実施日時	連絡先
鳥取保健所 (東部福祉保健事務所)	鳥取市 江津730	毎週月曜日 午後1時から2時	0857-22-5694
倉吉保健所 (中部総合事務所福祉保健局)	倉吉市 東巖城町2	毎週水曜日 午後1時から1時半	0858-23-3145
米子保健所 (西部総合事務所福祉保健局)	米子市 東福原 1-1-45	毎週火曜日 午後1時から1時半	0859-31-9317

- 市町村及び県は、肝炎ウイルス検査受検に向けた広報に努める。
- 市町村は、住民の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、未受検者に対し、個別受検勧奨を行うよう努める。
- 市町村は、受検結果の情報を適正に管理するための台帳を整備の上、肝炎ウイルス陽性者に対し、年1回、個人情報保護を考慮した定期検査(年2回以上受診が望ましい)の受診勧奨に努める。
- かかりつけ医を含めた医療機関は、肝炎ウイルス陽性者に対し、定期検査(年2回以上受診が望ましい)に向けた受診勧奨に努める。
- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の実施体制及び検査の精度管理等について協議を実施する。



鳥取県健康対策協議会
肝臓がん対策専門委員会



鳥取県肝炎対策協議会

第3 肝炎医療を提供する体制の確保

(1) 現在の取組状況

- 全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けることができるよう、国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院として認定するとともに、鳥取県肝疾患専門医療機関として12医療機関を認定するなど、肝炎に係る医療体制を整備している。
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医を含む肝炎診療ネットワークの構築が図られている。
- 肝疾患診療連携拠点病院において、県内肝疾患医療従事者に対する研修会や技術的支援等が行われている。
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり「肝炎パスポート」や「鳥取県肝臓癌地域連携クリティカルパス」の整備及びこれらを活用した医療連携が行われている。
- 市町村では肝炎ウイルス検査で陽性となった者へ「かんぞうの手帳」を配布し、肝炎患者等に対し定期的な受検勧奨を進めている。
- 県は、肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対して「肝炎ハンドブック」を配布し、肝炎医療等に係る正しい知識の普及に努めている。
- 県は、国の肝炎医療費助成制度に基づき、ウイルス性慢性肝炎患者に対する医療費助成事業を実施するとともに、各種広報媒体により広く制度の周知を図っている。
- 県は、肝疾患医療の水準向上のため、医師に対し、肝臓がんを含む肝疾患に係る専門医資格取得のための支援事業を行っている。

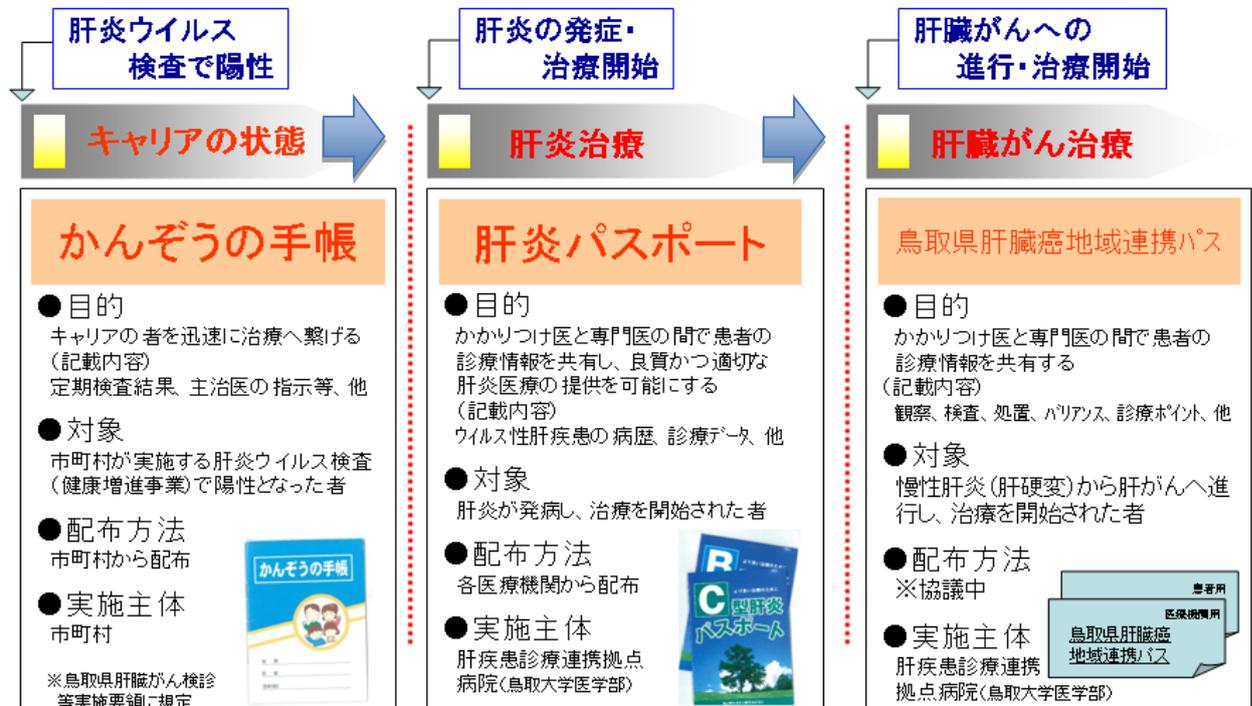
(2) 今後の取組の方針

- 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、あるいは、医療機関を受診しても、治療途中で治療を中断してしまうという問題点が指摘されている。

全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けることができる体制を整備するため、肝疾患診療連携拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」（平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書）に基づき、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医が連携する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。

さらに、拠点病院等とかかりつけ医の連携に際しては、「肝炎パスポート」、「鳥取県肝臓癌地域連携クリティカルパス」の一層の活用を推進する必要がある。

肝炎の病態にあわせた 冊子を活用した支援



新 肝炎ハンドブック

(目 的) キャリア及び肝炎患者等への肝炎に関する正しい知識の普及
(記載内容) 肝炎の病態、治療方法、肝疾患診療連携拠点病院等の医療機関情報 など
(実施主体) 鳥取県



(3) 今後の取組事項

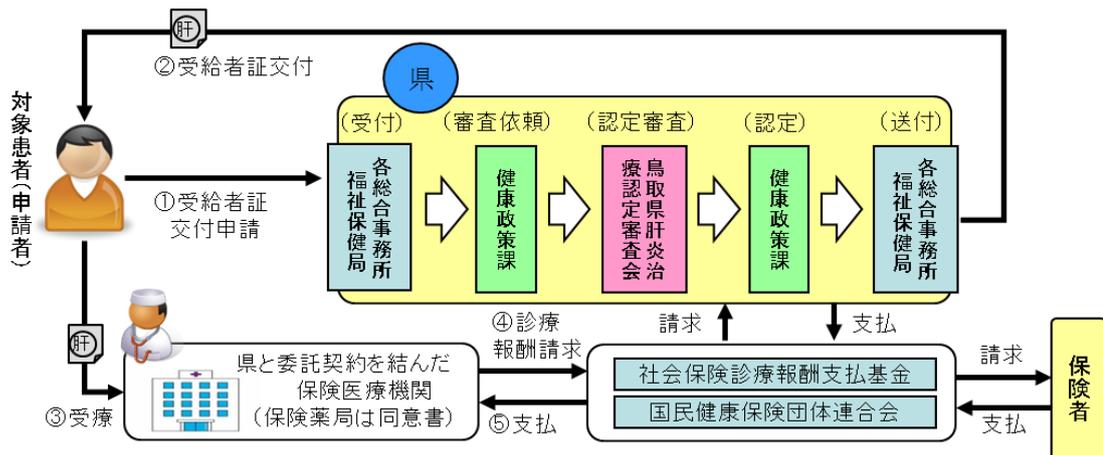
- 肝疾患診療連携拠点病院は、地域で適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、原因ウイルスの相違や患者の病態に応じた診療における留意点、肝炎に関する必要な事項等について、医療従事者を対象とした研修会を実施する。
- 県は、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後の受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材育成のための研修会を開催する。
- 県は、「肝炎パスポート」や「鳥取県肝臓癌地域連携クリティカルパス」等を活用した拠点病院等とかかりつけ医との診療連携の推進に協力する。
- 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査受検前又は結果通知時において、受検者が肝炎の病態、治療及び予防について正しく認識できるよう普及啓発に努める。
- 県及び市町村は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金、肝臓機能障害に対する身体障害者手帳など、肝炎患者に役立つ各種制度の周知に努める。

- 抗ウイルス治療は、肝硬変や肝臓がんといった、より重篤な病態への進行を予防、又は遅らせるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にもつながることから、国の医療費助成制度に基づき、抗ウイルス治療に対する経済的支援に取り組む。

<肝炎医療費助成制度の概要>
 肝炎受給者証交付申請者に対し、県が審査の上、受給者証を交付し、対象患者が指定する医療機関に受給者証を提示することにより、保険医療費の月額自己負担限度額を上回る額について助成（現物支給）を受ける制度。
 月額自己負担限度額は、世帯の市町村民税（所得割）課税年額に応じて決定される。

実施主体	鳥取県
対象者	B型・C型ウイルス慢性肝炎患者
対象医療	○B型・C型ウイルス慢性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 ○B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療 ※ただし、肝炎の根治を目的としない肝庇護療法、予防投与などは対象外となる。
有効期間	(1)原則として同一患者につき、交付申請日の属する月の初日から起算し1年間 (2)認定基準に応じ、2回目医療、更新、期間延長が可能。

■事業スキーム



■自己負担限度額

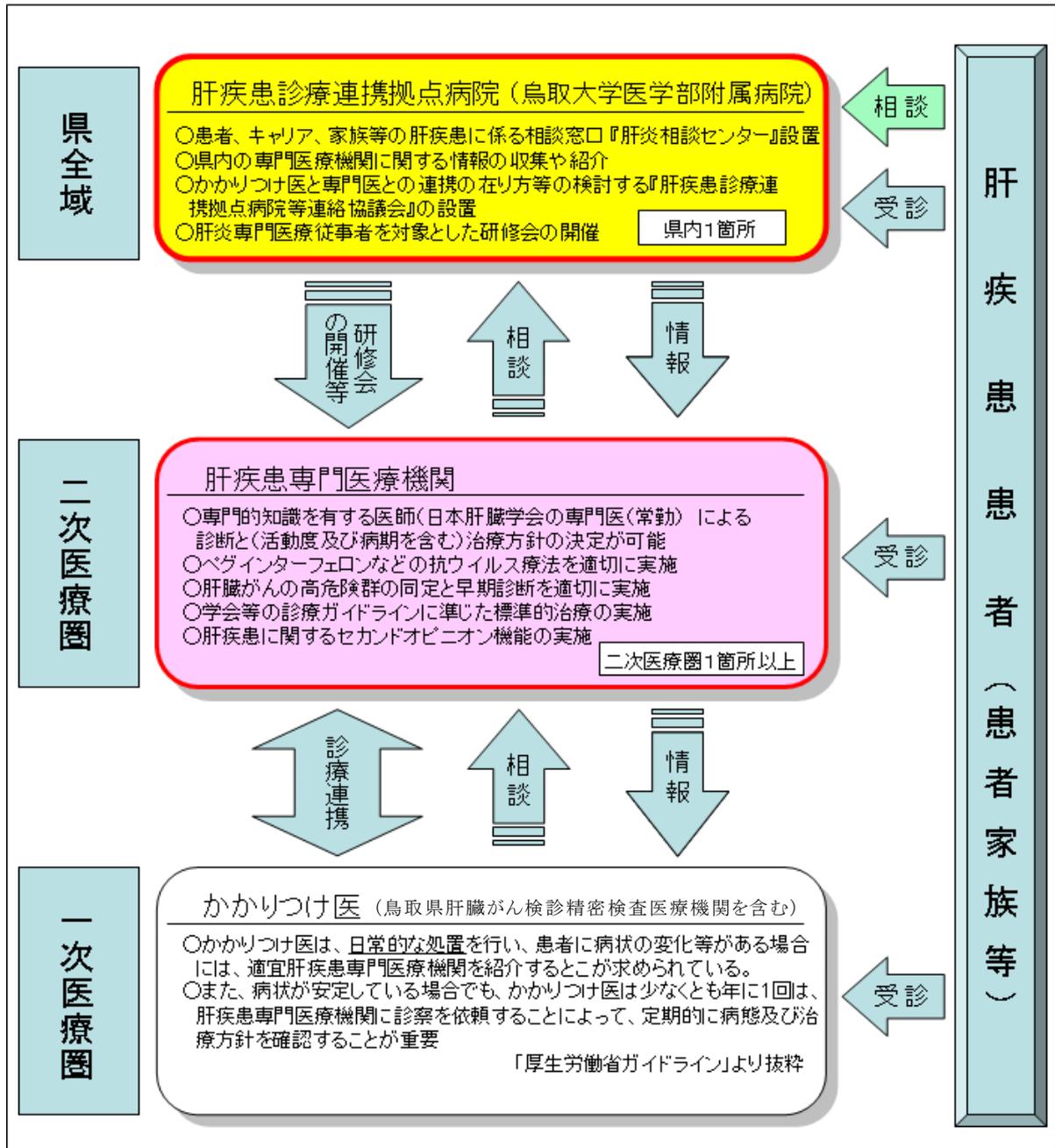
区分	自己負担限度額（月額）
乙：世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円
甲：世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円

鳥取県肝疾患診療連携ネットワーク体制

県

鳥取県肝炎対策協議会

- 次の事項の評価・検討等
 - 検診の実施方法
 - 検診の精度管理の在り方
 - 検診結果の評価、解析
 - 検診及び肝疾患診療体制のあり方
- 肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関の選定
- 拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医の連携強化に係る検討



第4 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

(1) 現在の取組状況

- 肝疾患診療連携拠点病院は、鳥取県肝疾患診療連携協議会を開催し、肝疾患医療に携わる医師等を対象とした肝疾患医療の資質向上に向けた研修会を毎年開催している。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象に従事者講習会や症例検討会を毎年開催している。
- 県は、肝炎ウイルス感染が判明した後、早期に適切な医療に結びつける人材の育成を図るため、看護師、薬剤師、保健師等を対象にした「鳥取県肝炎医療従事者研修会」を毎年開催している。
- 県は、肝臓がんの医療治療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などの専門医資格取得を支援する「がん専門医等資格取得支援事業」を実施している。



鳥取県肝疾患診療連携協議会



鳥取県肝炎医療従事者研修会



鳥取県健康対策協議会従事者講習会



鳥取県健康対策協議会症例検討会

(2) 今後の取組の方針

- 肝炎医療に携わる者が最新の肝炎診療に関する知見を修得することは、治療方針の決定や患者説明を適切に行う上で非常に重要であるため、肝炎医療のさらなる資質向上に努める必要がある。
- 肝炎ウイルスの新たな感染防止及び肝硬変や肝がんの予防には、肝炎ウイルスに感染した者を適切な医療に結びつけることが重要であり、そのために必要な知識を有する看護師、薬剤師、保健師等の人材育成に努めることは重要である。

(3) 今後の取組事項

- 肝疾患診療連携拠点病院は、肝炎医療の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象に研修会の開催に継続して取り組む。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象に従事者講習会や症例検討会の開催に継続して取り組む。
- 県は、市町村及び医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう「鳥取県肝炎医療者研修会」の開催等を通じ、肝炎ウイルス検査後の受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成に努める。
- 県は、肝臓がんの治療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などのがん専門医資格取得を支援する事業に継続して取り組む。

第5 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

(1) 現在の取組状況

- 県は、肝炎に対する正しい知識の普及を図るため、県内全戸に無料配布される県広報誌「県政だより」や新聞広告、啓発冊子、ポスター、県ホームページなど各種広報媒体を用いて普及啓発を図っている。



県広報誌



新聞広告



患者用冊子



受検勧奨冊子



受検勧奨ポスター

- 肝疾患診療連携拠点病院に設置されている「鳥取県肝疾患相談センター」や保健所において、肝疾患に関する相談を受付ける窓口を設置している。

鳥取県肝疾患相談センター

- 相談内容
肝疾患に係る相談
(予防、治療、生活面、各種制度など)
- 場所
鳥取大学医学部附属病院内
- 電話番号
0859-38-6525 (要電話予約)
- 電話受付時間
8:30~15:00(年末年始を除く平日)
- 相談料 無料



- 鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条の規定に基づく鳥取県人権施策基本方針において、「病気にかかわる人の人権問題」を明示し、取組み方針を示しているほか、県庁の人権局内及び中部・西部総合事務所に人権総合相談窓口を設置している。

鳥取県人権施策基本方針(一部抜粋)

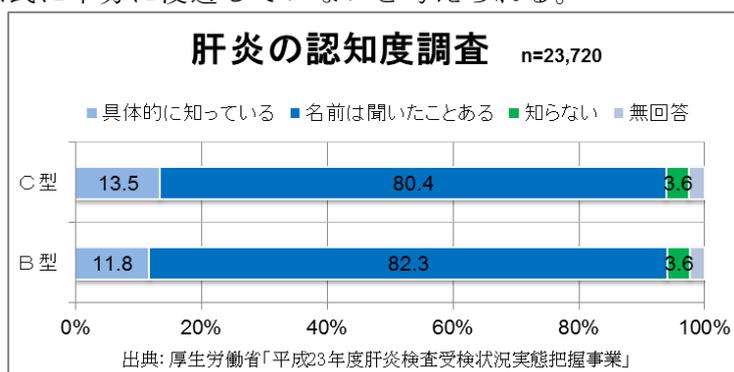
「病気にかかわる人」とは「病気にかかっている人やその家族」のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいい、C型肝炎、輸血による感染症、精神疾患、がんなどあらゆる病気から生じる様々な人権問題を総体としてとらえます。

(2) 今後の取組の方針

肝炎に係る正しい知識は、県民に十分に浸透していないと考えられる。

肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての県民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供に努めるとともに、肝炎患者等が、誤解による偏見や差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を始めとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発の推進に努める。



(3) 今後の取組事項

○県は、平成25年度より、毎年7月を「鳥取県肝臓病月間」と定め、肝疾患拠点病院等、医師会を含む医療関係者、医療保険者、事業主、肝炎患者団体等と連携し、あらゆる世代の県民が、肝炎及び肝臓がんを中心とする肝臓病について正しい知識を持つために総合的な啓発を行う。

(主な項目)

- 肝炎ウイルスの新たな水平感染防止について
 - ・日常生活上の注意事項
 - ・特に性行為やピアスの穴あけ、刺青など、肝炎ウイルス感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対する正しい知識の普及
- 母子感染や乳幼児期の水平感染について
- 肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスの早期発見の重要性
- 肝臓病の病態に応じた適切な医療を受けることの重要性
- 知識不足や誤解による偏見・差別の防止 など

なお、各種啓発については、鳥取県が独自に制作した「鳥取県肝炎総合対策キャラクター かんぞうクン」を活用するなど、県民の立場に立ったわかりやすい内容となるよう留意するほか、世界保健機関（WHO）が定める世界肝炎デー（毎年7月28日）、厚生労働省が定める日本肝炎デー（毎年7月28日）、財団法人ウイルス肝炎研究財団が定める肝臓週間（毎年7月下旬）等との連携に努めるなど、機運の醸成に努める。

○肝疾患診療連携拠点病院は、肝疾患に係る相談窓口である「鳥取県肝疾患相談センター」について、県民及び医療機関など関係団体に広く周知を図る。

○県は、国が行う肝炎患者等に対する偏見や差別の実態把握とその被害の防止のためのガイドライン作成のための研究成果物等を活用し、市町村や拠点病院等と連携を図り、普及啓発に努める。



参 考 资 料

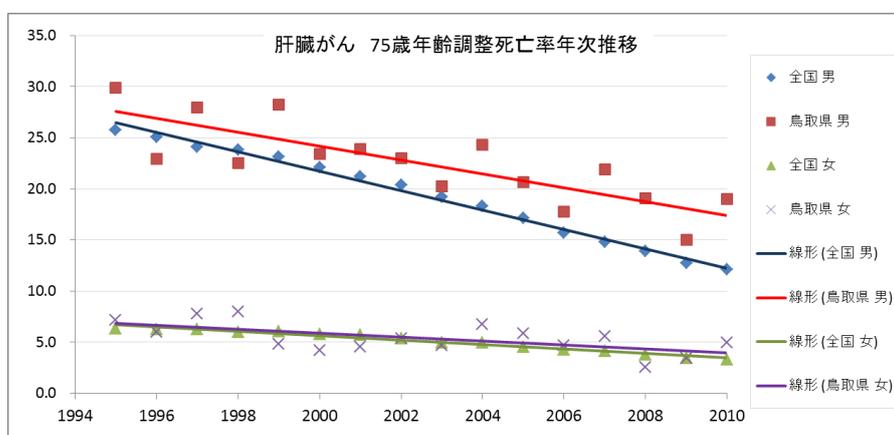
鳥取県がん対策推進評価専門部会報告書（抜粋）

～がん 75 歳未満年齢調整死亡率が高い要因及び今後取組むべき対策について～

<肝臓がん>

鳥取県では全国に先駆けて、県のモデル事業として平成 7～9 年に県内全市町村を対象に肝炎ウイルス検査を実施した。その結果をみると、県内のウイルス陽性率は全国平均（平成 14 年度集計値 ※全国は平成 14 年度が検査実施の初年度）より高く、特に B 型で中部、C 型では東部が高い傾向がみられた。これは地域別の肝臓がん死亡状況とも一致し、肝炎ウイルス陽性率が高いことが肝臓がん死亡率を高めている大きな要因と思われる。

また、年代別でみると B 型では平成 7～9 年度検査時に陽性率が高かった 40～50 歳代が、現在の 50～60 歳代にシフトしていると思われるが、最近の検査を受けた人でも、この年代で全国平均を上回っていた。また、C 型では最近の検査を受けた人の陽性率は全国平均並みだが、平成 7～9 年の結果から推測すると、現在の 60～70 歳代では、か



なり全国平均より高いのではないかと思われ、高死亡率への関与が疑われる。

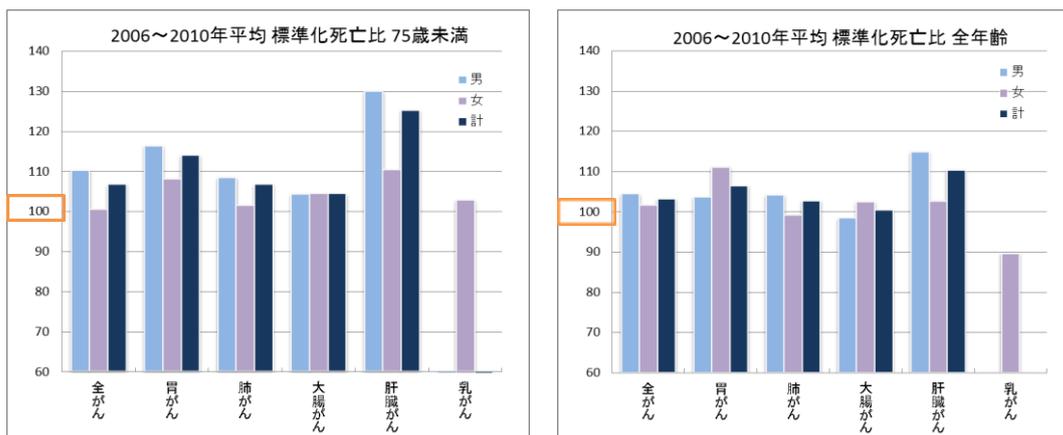
<表1> 75歳未満年齢調整死亡率全国平均値と比べて乖離の大きい部位

	男性 部位			女性 部位			
	鳥取県 直近3年平均 (2008,2009,2010)	全国 直近3年平均 (2008,2009,2010)	差	鳥取県 直近3年平均 (2008,2009,2010)	全国 直近3年平均 (2008,2009,2010)	差	
全部位	125.28	110.96	14.32	64.18	62.01	2.17	
1 肝	17.68	12.94	4.73	胃	7.56	6.62	0.94
2 胃	21.61	17.46	4.15	卵巣	4.48	3.69	0.79
3 肺	26.46	23.82	2.64	乳房	11.45	10.73	0.72
4 食道	8.19	6.88	1.31	大腸	8.23	7.52	0.70
5 膵	9.97	8.71	1.26	胆のう	2.75	2.32	0.43
6 膀胱	2.05	1.45	0.61	肺	7.37	7.04	0.33
7 悪性リンパ腫	3.38	2.94	0.43	悪性リンパ腫	1.75	1.54	0.21
8 大腸	13.79	13.40	0.39	肝	3.65	3.52	0.13
9 胆のう	3.61	3.56	0.05	膀胱	0.43	0.36	0.07
10 前立腺	2.51	2.47	0.04	食道	0.75	0.87	(0.12)

出典) 国立がん研究センター`データ加工` 3年平均 AVG (2008, 2009, 2010 年)

⇒男性は、肝臓、胃、肺の順、女性は胃、卵巣、乳房の順。

<表2> 部位別標準化死亡比比較

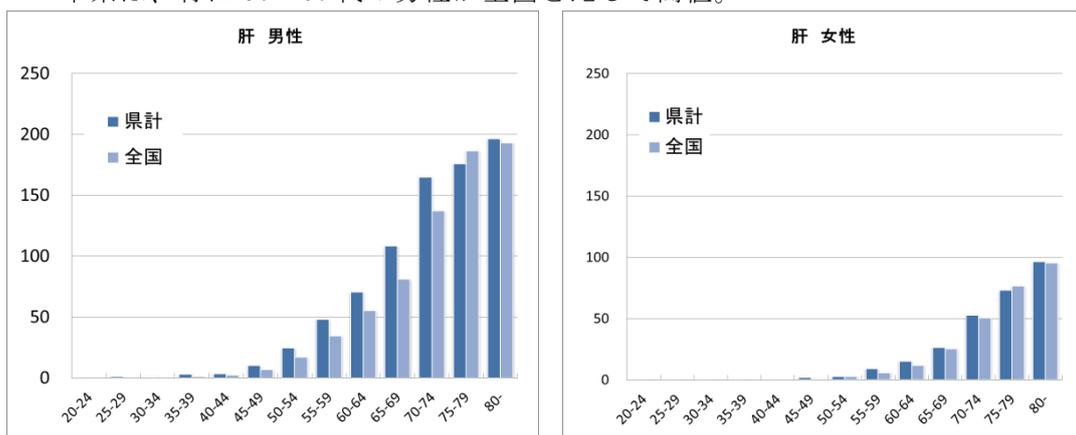


⇒全国を100とする標準化死亡比(SMR)においては、肝がん、胃がん、肺がんが高く、75歳未満年齢で顕著となる。性別では女性より男性が高値。

<表3> どの年代で死亡率が高いのか

がん年齢階級別死亡率(10万人対)全国比較 全部位5年平均(2006～2010)

⇒本県は、特に50～60代の男性が全国と比して高値。



<表4> 地域別、部位別、男女別、標準化死亡比(SMR)5年平均(2006～2010年)

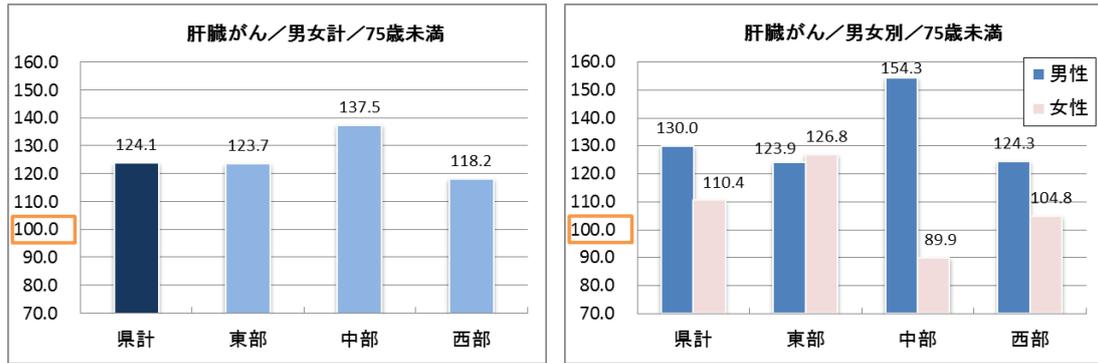
県内全域で全国値(100)より高く、特に中部が高い。

男性肝がんは中部が極めて高い。女性では東部が高く、中部は全国平均を下回る。

(ア) 75歳未満

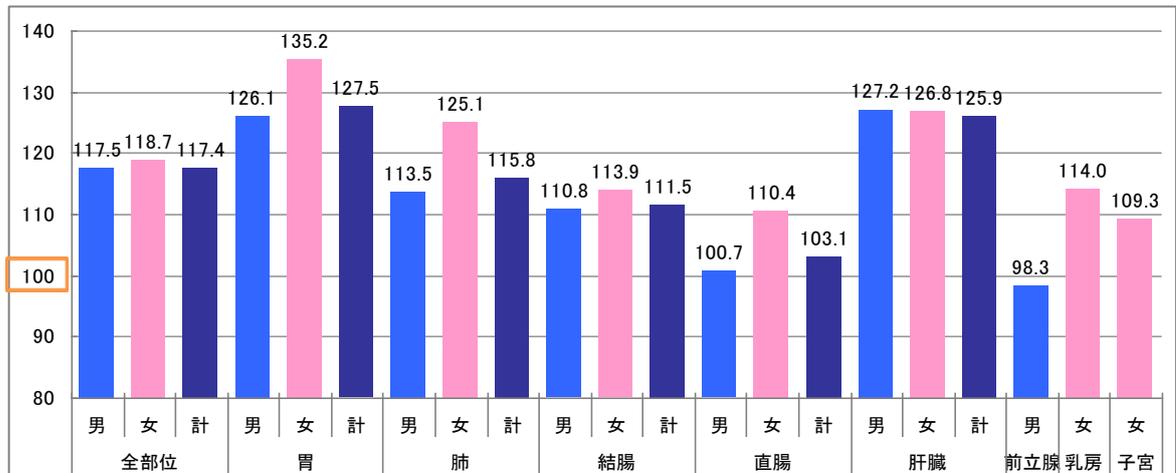


(イ) 全年齢



<表5> 鳥取県標準化罹患比(SIR) 3年単純平均(2006,2007,2008) 部位別、性別

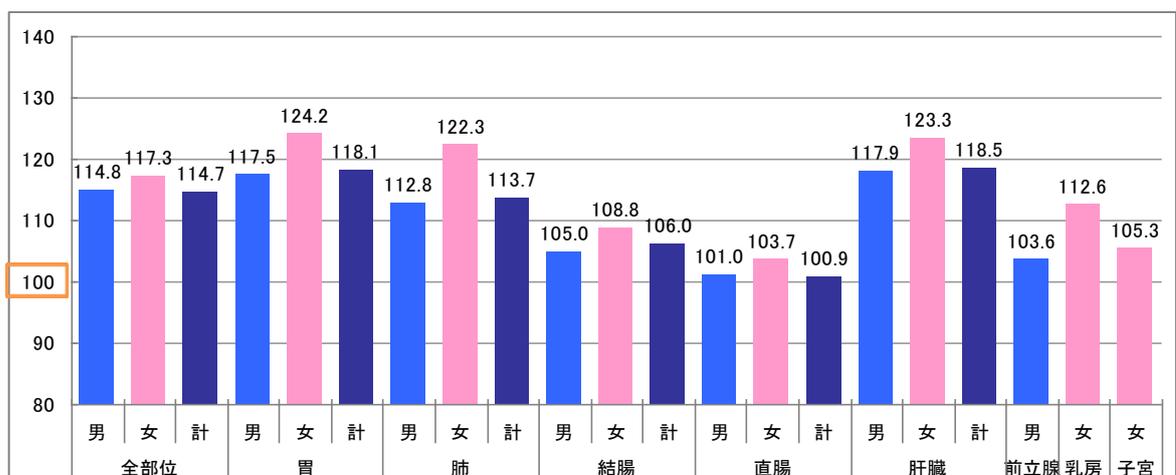
(ア) 75歳未満



年	全部位			胃			肺			結腸			直腸			肝臓			乳房	子宮
	男	女	男女計	女	女															
2006	118.3	116.3	116.8	123.1	134.1	125.1	122.0	105.7	115.9	119.1	116.7	117.6	118.1	97.4	110.3	130.7	149.7	134.5	117.4	125.2
2007	115.6	123.8	118.5	122.6	131.5	124.0	107.8	135.1	114.9	100.9	116.4	106.6	101.4	128.2	109.4	128.6	137.4	129.9	116.6	102.2
2008	118.6	116.1	116.9	132.6	140.1	133.5	110.8	134.4	116.7	112.5	108.6	110.4	82.7	105.7	89.6	122.2	93.2	113.4	108.1	100.5
3年平均	117.5	118.7	117.4	126.1	135.2	127.5	113.5	125.1	115.8	110.8	113.9	111.5	100.7	110.4	103.1	127.2	126.8	125.9	114.0	109.3

(出典)鳥取県地域がん登録 3年単純平均 AVG(2006,2007,2008)

(イ) 全年齢



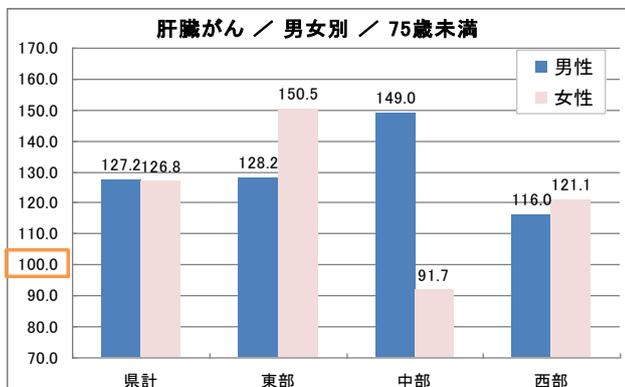
年	全部位			胃			肺			結腸			直腸			肝臓			乳房	子宮
	男	女	男女計	女	女															
2006	115.3	112.9	113.1	117.2	129.6	119.8	121.1	104.0	113.5	109.2	114.0	110.7	113.8	91.2	103.9	120.2	131.6	122.9	107.5	119.0
2007	113.3	124.8	117.1	113.0	120.8	114.2	109.7	132.1	114.6	97.0	114.8	104.6	106.0	119.3	110.0	119.1	131.5	122.2	118.8	103.0
2008	115.8	114.1	113.9	122.1	122.3	120.5	107.6	130.9	112.9	108.7	97.6	102.8	83.1	100.5	88.7	114.4	106.7	110.4	111.6	93.9
3年平均	114.8	117.3	114.7	117.5	124.2	118.1	112.8	122.3	113.7	105.0	108.8	106.0	101.0	103.7	100.9	117.9	123.3	118.5	112.6	105.3

(出典)鳥取県地域がん登録 3年単純平均 AVG(2006,2007,2008)

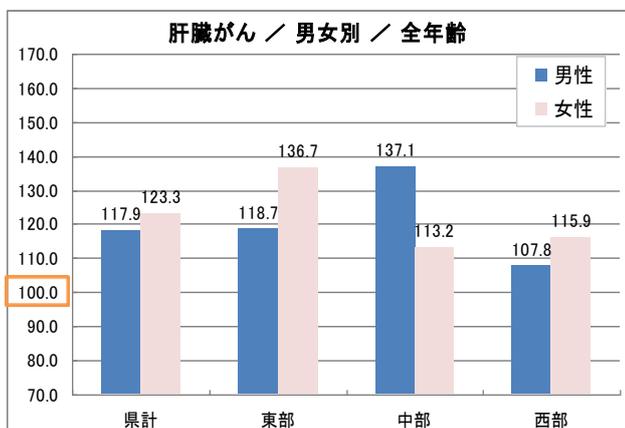
⇒全国を 100 とする標準化罹患比(SIR)において、主要部位すべてで高値。男女別では、男性に比べ女性が高く、特に肝がん、肺がんなどに顕著。

<表6>地域別、部位別、男女別、標準化罹患比(SIR)3年平均(2006~2008年)

(ア)75歳未満

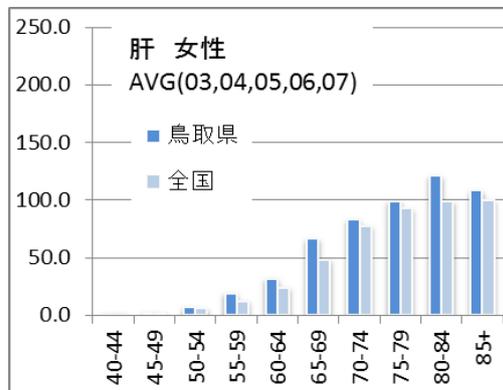
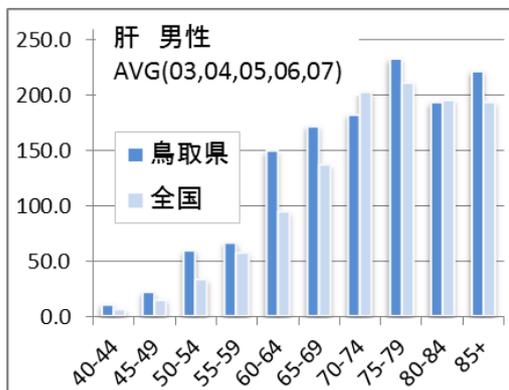


(イ)全年齢



<表7>どの年代(男女別)で肝臓がん罹患率が高いのか

2003年から2007年の5年間の罹患率平均を年代別に比較すると、鳥取県は、概ねすべての年代で罹患率が高い。



<表 8> 肝炎ウイルスの現状 (市町村が実施する肝炎ウイルス検査の状況)

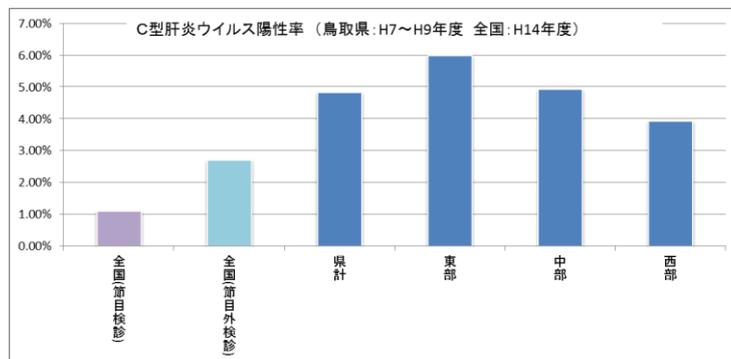
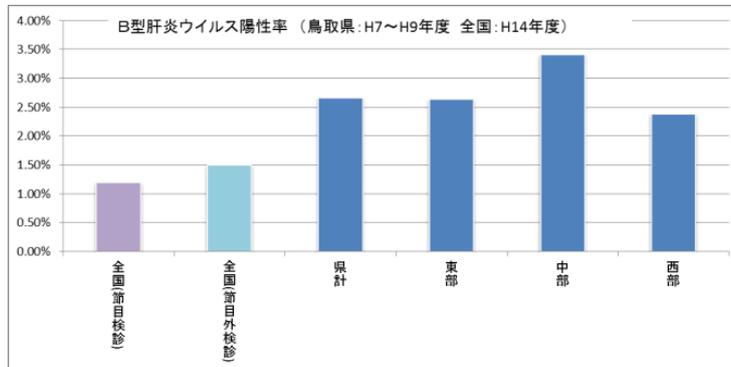
ア 肝炎ウイルス検査陽性率の全国比較

⇒本県は、肝炎ウイルス陽性率が全国平均に比べ高い。

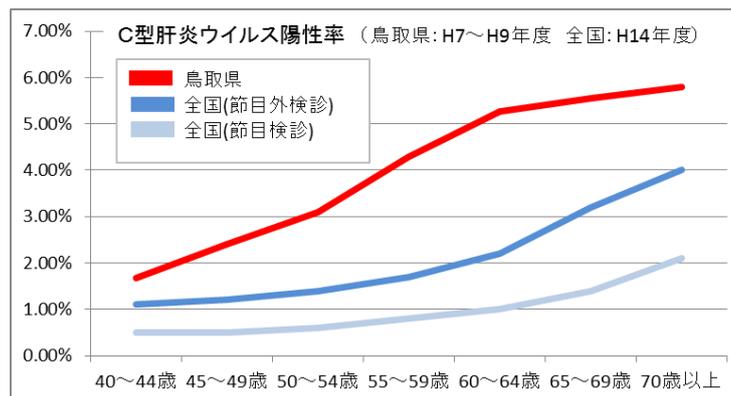
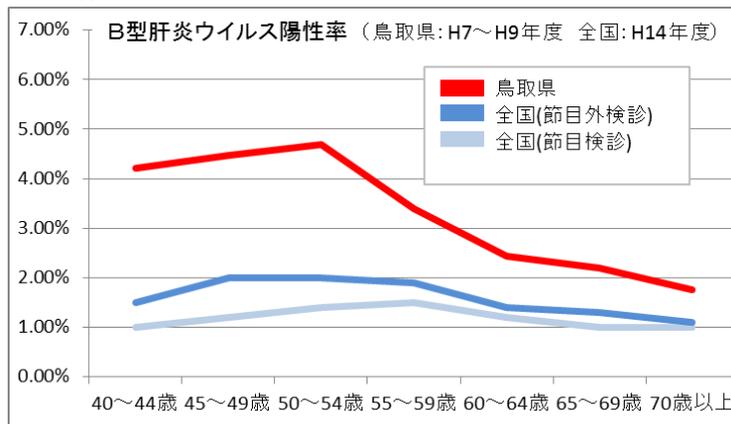
(ア) 地域別

※陽性率の比較年の相違について

陽性率の状況を知るには、肝炎ウイルス検査開始年の陽性率をもって比較するのが適当であるが、全国的な検査開始年が平成 14 年度であるのに対し、鳥取県では、全国に先駆け平成 7 年から平成 9 年度に開始しているため、比較年をあえて変えている。(別の表も同じ)

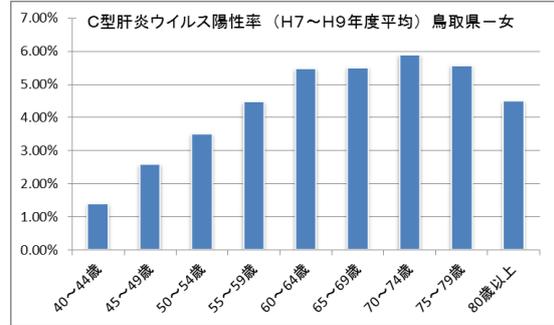
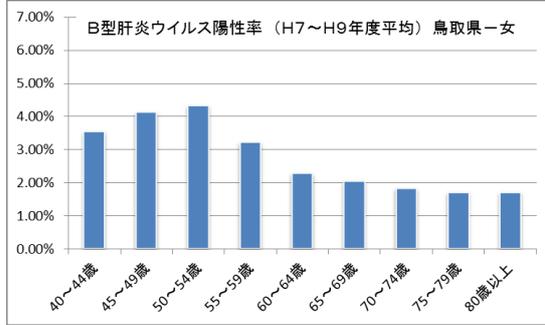
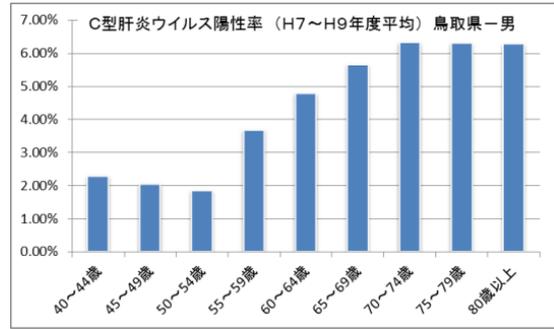
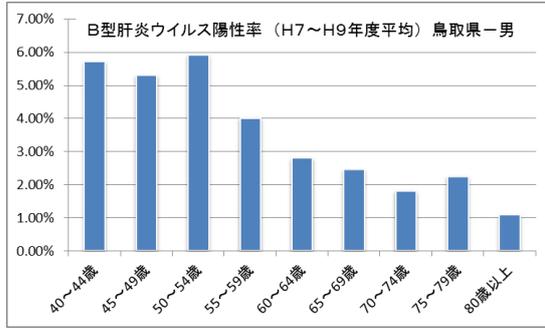


(イ) 年代別

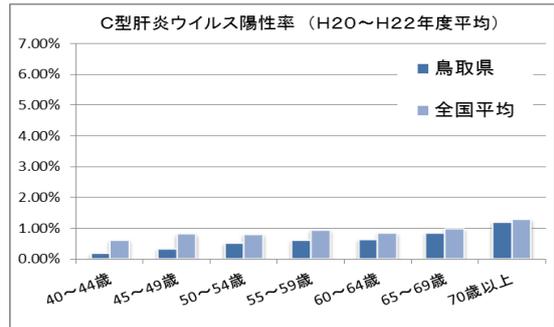
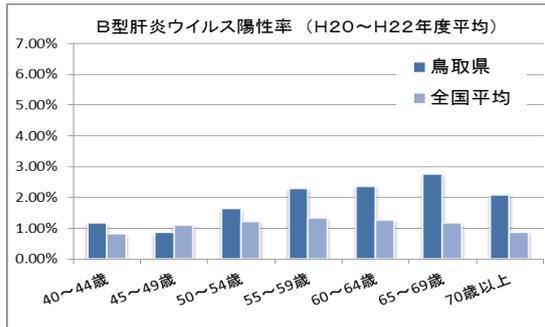


(ウ)

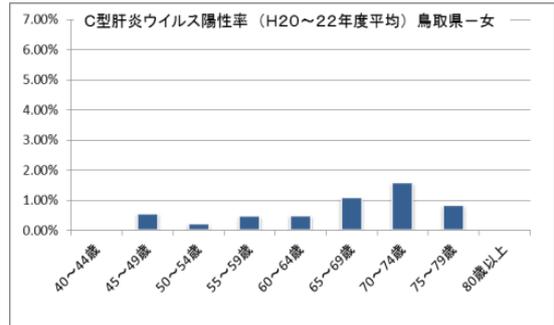
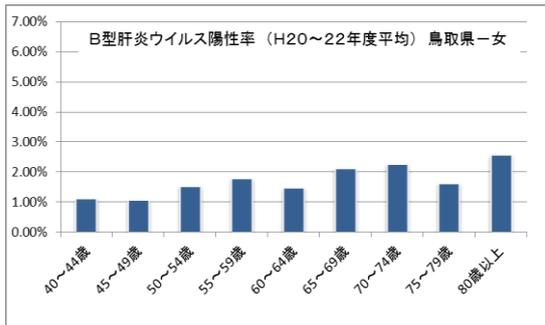
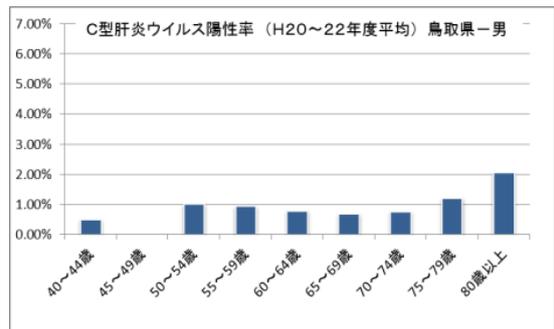
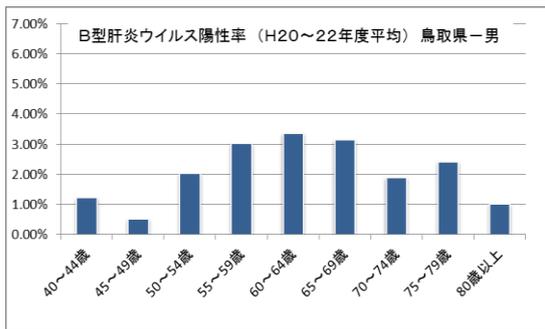
性別



(エ) 直近3年平均 (平成20年度、平成21年度、平成22年度) 比較



男女別、年齢別



肝炎対策基本法

(平成二十一年十二月四日)
(法律第九十七号)
第七十三回臨時国会
鳩山(由紀夫)内閣
肝炎対策基本法をここに公布する。

目次

前文
第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 肝炎対策基本指針(第九条・第十条)
第三章 基本的施策
第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進(第十一条・第十二条)
第二節 肝炎医療の均てん化の促進等(第十三条—第十七条)
第三節 研究の推進等(第十八条)
第四章 肝炎対策推進協議会(第十九条・第二十条)
附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹り患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査(以下「肝炎検査」という。)を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者(以下「肝炎患者等」という。)がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療(以下「肝炎医療」という。)を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域

の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
 - 二 肝炎の予防のための施策に関する事項
 - 三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - 四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
 - 六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
 - 七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - 八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
 - 九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇ひ護療法その他の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 協議会の委員は、非常勤とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 肝臓から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

健康増進法（抜粋）

（平成十四年八月二日法律第百三号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（市町村による生活習慣相談等の実施）

第十七条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第六十三条第三項 各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

（市町村による健康増進事業の実施）

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

健康増進法施行規則（抜粋）

（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）

（市町村による健康増進事業の実施）

第四条の二 法第十九条の二 の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 歯周疾患検診
- 二 骨粗鬆症検診
- 三 肝炎ウイルス検診
- 四 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条 の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号 又は第二号 に規定する者に対する健康診査
- 五 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- 六 がん検診

鳥取県肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県の生活習慣病予防対策の一つとして実施される肝臓がん検診(以下「検診」という。)及び肝疾患診療体制について、専門的な見地から評価及び検討等を行うため鳥取県肝炎対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事務を行うものとする。

- (1) 検診の実施方法に関すること。
- (2) 検診の精度管理の在り方に関すること。
- (3) 検診結果の評価、解析に関すること。
- (4) 検診及び肝疾患診療体制のあり方の検討に関すること。
- (5) 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の選定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認められる事項。
- (7) 肝炎対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、鳥取県知事が別表の団体から任命した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員の人数は、8名以下とする。
- 3 会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任を妨げない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この要綱は平成10年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成20年12月9日から施行する。

(附則)

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

(別表)

鳥取県医師会
鳥取大学医学部
鳥取県病院協会
県内の検診機関
肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族
県内の市町村
鳥取県

